



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*48 和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	1
*49 蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則	(畜産課)	3
*50 養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則	(〃)	5
○ 公安委員会規則		
*14 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則		10
○ 告示		
1127 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	15
1128 有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	16
1129 社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(長寿社会課)	17
1130 指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課)	18
1131 農用地利用配分計画の認可	(経営支援課)	18
1132 〃	(〃)	19
1133 木材業者等の登録	(林業振興課)	19
1134 道路の位置の指定	(都市政策課)	19
1135 宅地建物取引業者の事務所不確知	(公共建築課)	20

規 則

和歌山県規則第48号

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県住民基本台帳法施行細則(平成14年和歌山県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の23第3項又は法第34条の2第2項」を「第30条の39第2項」に改める。

第3条中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

第4条第1項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に、同条第2項中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

第7条第1項中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

別記第1号様式(表)中「第30条の23第2項及び同法第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

住民基本台帳法 (抜粋)

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

※ 立入検査をする職員は、この立入検査員証明書を携帯し、また、関係人に提示しなければならない。

別記第2号様式中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

別記第5号様式中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」に改める。

別記第6号様式中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

別記第7号様式中「申し出」を「申出」に、「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

和歌山県規則第49号

蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則

蜜蜂転飼条例施行規則（昭和41年和歌山県規則第141号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「転飼（許可証・許可標識）再交付申請書」を「転飼（許可書・許可標識）再交付申請書」に改める。

第4条中「行なわせ」を「行わせ、」に改める。

別記第1号様式中備考1及び備考2を次のように改める。

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 転飼予定場所所在地は、字及び番地まで記入することとし、転飼予定場所の字又は番地が明らかでない場合は、現地が特定できる地図等を添付すること。

別記第1号様式備考に次のように加える。


- 4 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式中「氏名」を「氏名
電話番号」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第2条関係)

(表)

年 第 号		蜜蜂転飼許可書	
住 所			
氏名又は名称 及び代表者氏名			
蜂 群 数			
転 飼 の 場 所			
転 飼 の 期 間			
そ の 他 の 条 件			
年 月 日		和歌山県知事 	

(裏)

転 飼 の 場 所	蜂群数	転 飼 の 期 間	その他の条件
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	
		月 日～ 月 日	

別記第6号様式中「転飼(許可証・許可標識)再交付申請書」を「転飼(許可書・許可標識)再交付申請書」に、「転飼(許可証・許可標識)を」を「転飼(許可書・許可標識)を」に、「第4条第1項」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の蜜蜂転飼条例施行規則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第50号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則(平成25年和歌山県規則第36号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第2条関係)

蜜蜂飼育届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
電話番号
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

養蜂振興法第3条第1項の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育届を提出します。

1 年 1 月 1 日現在の蜜蜂の飼育状況

飼 育 場 所	飼育蜂群数

2 年 蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	最大飼育蜂群数	飼育期間	その他
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 飼育期間は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 3 飼育場所は、字及び番地まで記入することとし、飼育場所の字又は番地が明らかでない場合は、現地が特定できる地図等を添付すること。
- 4 本届出の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- 5 飼育する蜂が、日本蜜蜂の場合は、その他欄に「和」と記入すること。
- 6 複数の飼育場所を届け出る必要がある場合は、別紙を添付すること。
- 7 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第2号様式 (第2条関係)

蜜蜂飼育変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
電話番号
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

養蜂振興法第3条第3項の規定により、下記のとおり変更届を提出します。

1 変更理由

2 変更後の蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	最大飼育蜂群数	飼育期間	その他
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	
		月 日から 月 日まで	

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 飼育期間は、1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 3 飼育場所は、字及び番地まで記入することとし、飼育場所の字又は番地が明らかでない場合は、現地が特定できる地図等を添付すること。
- 4 本届出の内容については、蜂群の適正配置又は防疫その他の養蜂の振興に必要な範囲においてのみ利用する。
- 5 飼育する蜂が、日本蜜蜂の場合は、その他欄に「和」と記入すること。
- 6 複数の飼育場所を届け出る必要がある場合は、別紙を添付すること。
- 7 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第3号様式中備考1及び備考2を次のように改める。

- 1 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 2 転飼予定場所所在地は、字及び番地まで記入することとし、転飼予定場所の字又は番地が明らかでない場合は、現地が特定できる地図等を添付すること。

別記第3号様式備考に次のように加える。

- 4 用紙は、日本工業規格A4とする。

別記第4号様式中「氏名」を「氏名
電話番号」に改める。

別記第6号様式中「養蜂振興法施行規則」を「養蜂振興法施行細則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第14号

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年10月2日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）（以下「代理人」と総称する。）」を加え、「当該請求に係る保有個人情報の本人の」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「成年被後見人」の次に「の法定代理人又は任意代理人」を加え、「氏名、住所及び」を「本人の氏名及び住所並びに」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

- (3) 本人に代わって任意代理人が請求する場合又は開示を受ける場合 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類及び本人の押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）その他当該代理人の資格を示す書類として公安委員会及び警察本部長が認める書類
- 第4条第2項から第4項までの規定中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第14条第2項第2号中「法定代理人」を「代理人」に改め、「当該請求に係る保有個人情報の本人の」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「成年被後見人」の次に「の法定代理人又は任意代理人」を加え、「氏名、住所及び」を「本人の氏名及び住所並びに」に改める。

第19条中「第33条」の次に「又は第33条の2」を加える。

第20条第2項第2号中「法定代理人」を「代理人」に改め、「当該請求に係る保有個人情報の本人の」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「成年被後見人」の次に「の法定代理人又は任意代理人」を加え、「氏名、住所及び」を「本人の氏名及び住所並びに」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

所属 No.

個人情報取扱事務の名称			
登録年月日	年月日	変更年月日	年月日
個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 全所属共通 <input type="checkbox"/> 特定本部所属・各警察署共通 <input type="checkbox"/> 警察署(課・係)共通 <input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	登録		
	保有		
個人情報取扱事務の目的			
個人情報の対象者の範囲			
個人情報 の 記 録 項 目	基本的事項	社会生活	思想・信条等
	<input type="checkbox"/> 個人番号 (↑該当の際は別紙記載のこと。) <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格・免許 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他 () (収集の根拠) <input type="checkbox"/> 法令等 () <input type="checkbox"/> 審議会意見
	心身の状況	資産・収入	
	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	家庭の状況	その他	
	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	
※以下、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を除く個人情報に関する事項を記載のこと。 なお、特定個人情報が存する場合は、特定個人情報に関する事項を別紙へ記載のこと。			
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第6条第2項第 号)		
	本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 () ----- <input type="checkbox"/> 実施機関内部	
個人情報の目的外利用又は提供の状況	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第12条第 号)		
	利用又は提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ()		
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理		
オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 システム名 () (提供の根拠) <input type="checkbox"/> 法令等 () <input type="checkbox"/> 審議会意見		
外部委託	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
備考			

別記様式第2号中

「求める開示の実施の方法 (希望する方法の <input type="checkbox"/> 内に 印を記入 してください。)」	を	「求める開示の実施の方法 (希望する方法の <input type="checkbox"/> 内に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入 してください。)」	に、
---	---	---	----

「法定代理人が」を「代理人が」に、「法定代理人本人」を「代理人本人」に、「法定代理人の資格を」を「代理人の資格を」に改め、「登記事項証明書」の次に「印鑑登録証明書」を加え、

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	を
-------	--	---

請求者	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (未成年者: 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (保有特定個人情報を請求する場合に限る。)	に、
-----	--	----

法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	を
------------	---	---

法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	に改める。
任意代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 本人の押印がある委任状 (印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()	

別記様式第14号中「法定代理人が」を「代理人が」に、「法定代理人本人」を「代理人本人」に、「法定代理人の資格を」を「代理人の資格を」に改め、「登記事項証明書」の次に「印鑑登録証明書」を加え、

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人	を
-------	--	---

請求者	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (未成年者: 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (保有特定個人情報を請求する場合に限る。)	に、
-----	--	----

法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	を
------------	---	---

法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	に改める。
任意代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 本人の押印がある委任状 (印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()	

別記様式第21号中「第33条」の次に「又は第33条の2」を加える。

別記様式第22号中「法定代理人が」を「代理人が」に、「法定代理人本人」を「代理人本人」に、「法定代理人の資格を」を「代理人の資格を」に改め、「登記事項証明書」の次に「印鑑登録証明書」を加え、

本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人		を
」			
請求者	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人（未成年者： 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（保有特定個人情報に請求する場合に限る。）		に、
」			
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		を
」			
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		に改める。
任意代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 本人の押印がある委任状（印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
」			

別記様式第29号中

求める写しの 交付の実施の 方法 (希望する方法の <input type="checkbox"/> 内に 印を記入 してください。)	を	求める写しの 交付の実施の 方法 (希望する方法の <input type="checkbox"/> 内に <input checked="" type="checkbox"/> 印を記入 してください。)		に、
」				
「法定代理人が」を「代理人が」に、「法定代理人本人」を「代理人本人」に、「法定代理人の資格を」を「代理人の資格を」に改め、「登記事項証明書」の次に「印鑑登録証明書」を加え、				
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人		を	
」				
申出者	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人（未成年者： 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人（保有特定個人情報を申し出る場合に限る。）		に、	
」				
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		を	
」				
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		に改める。	
任意代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 本人の押印がある委任状（印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
」				

第2条 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

1 申請年月日

平成27年9月16日

2 名称

特定非営利活動法人AIEL言語・国際教育協会

3 代表者の氏名

牧野万貴子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市友田町四丁目89番地

5 定款に記載された目的

この法人は、一般県民に対して、家庭教育支援、学校教育支援、社会教育支援、国際教育支援の4分野において、活動を展開するものとし、児童から青少年の健全育成を目指すものとする。学校教育においては、行政と共同し、小・中学校における英語教育を推進すると共に、コミュニケーション能力の基礎である小学校国語教育の質の向上に寄与する。また、児童のための家庭教育から青少年に対する国際教育を推進し、「国際社会における日本人育成」の支援を行うことを目的とする。

和歌山県告示第1128号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年9月15日指定した。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛天国パラダイス 10月号	09675-10	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 10月号	19625-10	宙出版
コミック	ayaアヤ 10月号	18815-10	宙出版
月刊誌	黄金のGT 10月号	12175-10	マックス
月刊誌	裏モノJAPAN 10月号	01805-10	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 10月号	15115-10	マイウェイ出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 10月号	08577-10	ぶんか社
コミック	ビーボーイゴールド2015 10月号	17779-10	リブレ出版
雑誌	実話BUNKA超タブー vol.9	05376-10	コアマガジン
月刊誌	ファイナルボックス 10月号	17843-10	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 10月号	02091-10	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 10月号	04877-10	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1129号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
301000094	特別養護老人ホームありだ橘苑	有田市野639-2	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 守皓会	有田市宮崎町911	平成 27.4.1
301000095	介護付き有料老人ホームきらら誠佑	和歌山市西田井385	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	医療法人誠佑 記念病院	和歌山市西田井391	平成 27.4.1
301000096	特別養護老人ホーム西庄園	和歌山市西庄1133-2	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 真愛会	和歌山市西庄1133-2	平成 27.4.1
301000097	西庄園	和歌山市西庄1133-2	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 真愛会	和歌山市西庄1133-2	平成 27.4.1
301000098	特別養護老人ホームアンシアナトー	和歌山市松江東一丁目7番25号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 河西福祉会	和歌山市松江東一丁目7番25号	平成 27.4.1
301000099	特別養護老人ホーム君里苑	和歌山市木ノ本1837-1	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 順風会	和歌山市木ノ本1837-1	平成 27.4.1
301000100	ソニックさきみさと	和歌山市つつじが丘五丁目3番地の2	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 順風会	和歌山市木ノ本1837-1	平成 27.4.1
301000101	友愛苑ヘルパーステーション	伊都郡九度山町大字河根807-64	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 萩原会	伊都郡九度山町大字河根807-64	平成 27.4.1
301000102	特別養護老人ホームごぼうの郷	御坊市熊野44-4	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 きのくに福祉会	御坊市熊野44-4	平成 27.6.1
301000103	地域密着特別養護老人ホームきしがわ園	紀の川市貴志川町尼寺359	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	社会福祉法人 聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302-1	平成 27.7.1

30100010 4	介護センター よろこび	新宮市蜂伏9番26 号	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	株式会社よろ こび	新宮市蜂伏9番26 号	平成 27.7.1
30100010 5	響高齢者専用 賃貸住宅	田辺市新屋敷町39 番地	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引	有限会社響	御坊市菌308番地7	平成 27.7.1
30100010 6	ケアランド橋 本	橋本市東家1-392- 5	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀 痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養 経鼻経管栄養	株式会社和通	和歌山市黒田279- 4	平成 27.8.1
30100010 7	介護付き住宅 みのり紀伊	和歌山市弘西571	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養	泉南生活協同 組合	大阪府泉南市信達 岡中1489-10	平成 27.8.1

和歌山県告示第1130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011800 301	ヘルパーステー ションかなえ	岩出市西野353番地 の4	居宅介護 重度訪問介護	株式会社鼎コー ポレーション	岩出市西野353番地 の4	平成 27.9.30
3012300 152	NPO法人みか ん	新宮市千穂三丁目4 番24号	行動援護	特定非営利活動 法人助けあいセ ンターみかん	新宮市千穂三丁目4 番24号	平成 27.10.1

和歌山県告示第1131号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年9月24日に認可した。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第32号	有田郡広川町河瀬字一ノ水467-57外1筆
平成27年度第33号-1	伊都郡かつらぎ町下天野字御祓松1537外6筆
平成27年度第33号-2	伊都郡かつらぎ町移字平山473外5筆

和歌山県告示第1132号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年9月24日に認可した。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第34号-1	海南市下津町引尾字向ノ原655外2筆
平成27年度第34号-2	海南市下津町曾根田字若藪798外3筆
平成27年度第34号-3	海南市下津町橋本字立道655-1外1筆
平成27年度第34号-4	海南市下津町橋本字立道637-1外5筆
平成27年度第34号-5	海南市下津町橋本字水落1359外1筆
平成27年度第34号-6	海南市下津町橋本字上中津尾419
平成27年度第34号-7	海南市下津町方字中尾1548
平成27年度第34号-8	海南市下津町方字ハコヤ1614-1
平成27年度第34号-9	海南市下津町方字ハコヤ1626外1筆
平成27年度第36号-1	日高郡日高川町和佐字フケ163外1筆
平成27年度第36号-2	日高郡日高川町和佐字志どし65-1
平成27年度第36号-3	日高郡日高川町和佐字中新田593

和歌山県告示第1133号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
4003			平成27.9.7	有田郡有田川町栗生561	坂上銘木 坂上龍三郎	木材	有田郡有田川町栗生561

和歌山県告示第1134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員メートル	延長メートル

3311	岩出市曾屋字白才392番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 27.9.15	6.00	64.67
------	------------------	------------------------	---------------	------	-------

和歌山県告示第1135号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、当該宅地建物取引業者は、和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課まで申し出るよう宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この告示の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成27年10月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 商号又は名称 有限会社八光不動産
- 2 代表者氏名 田中晋
- 3 主たる事務所の所在地 和歌山市新中島118番地の1 新中島エクセランス316号
- 4 免許証番号 和歌山県知事(3)3410号
- 5 免許年月日 平成25年6月17日